田無居宅介護支援事業所居宅介護支援契約書

<u>様</u>(以下「利用者」といいます。)と医療法人財団緑秀会田無居宅介護支援事業所(以下「事業者」といいます。)は、事業所が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画 の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供業者等との連絡調整その 他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- (1) この契約の契約期間は<u>令和 年 月 日</u>から要介護認定の有効期間満了日までとします。
- (2) 契約終了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は従前と同一の条件で自動更新されるものとします。更新後の契約期間においても要介護認定の有効期間満了日とします。

第3条(担当介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者の居宅サービス計画作成担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成等の支援)

事業者は、次の各号に定める事項に基づき居宅サービス計画作成等の支援を介護支援専門員に担当させます

- ① 利用者の居宅にて利用者および家族との面談で情報を収集し、解決すべき課題について利用者と共有した上で課題に対する支援内容・サービスについて検討、提案をいたします。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者およびその家族に提供し、利用者に支援内容・サービスの選択を求めます。また、求めに応じ複数のサービス事業者の情報を提供いたします。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ 居宅サービス計画書の原案を作成します。求めに応じ原案に位置付けた指定居宅サービス事業者 等を選定した理由を説明いたします。
- ④ 公正中立性を確保する為、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護/通所介護/地域密着型通所介護/福祉用具貸与を位置付けている居宅サービス計画書数の割合と、訪問介護/通所介護/地域密着型通所介護/福祉用具貸与の各サービスごとに同一事業者のサービス提供を位置付けている居宅サービス計画書数の割合を公表いたします。
- ⑤ 居宅サービス計画書の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか 否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用 者から文書による同意を受けた上で、交付します。

第5条(経過観察·再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 月1回利用者宅の訪問、又はテレビ電話装置等を活用するなど一定の要件を満たした場合の2ヶ月に一回の訪問で利用者及び家族の状況、サービスの利用状況等経過を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の担当者 と連携し必要な調整を行います。
- ③ 指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の状況等について、主治医の医師、歯科医師、薬 剤師へ必要な情報の報告をいたします。
- ④ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をいたします。

第6条(医療連携)

事業者は、利用者が関わる医療機関と次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、連携を図ります。

- ① 第4条における居宅サービス計画書作成時に医療系サービスについて意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ② 入院時に入院先医療機関へ担当の介護支援専門員であることを利用者及びその家族に伝達依頼します。

看取りの対応の実施として、看取り期の本人、家族との十分な話し合いや医師等の医療従事関係者との連携を密にして、「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

第7条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の情報提供及び入院・入所までの連絡調整を支援いたします。

第8条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または介護支援専門員及び指定居宅介護サービス 事業者等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意をもって居宅サービス計画 を変更します。

第9条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条(要介護認定等の申請に係る援助)

(1) 事業者は、利用者が要介護認定等の申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように支援します。また、求めに応じ申請を利用者に代わって行います。

第11条(サービス提供の記録)

(1) 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2年間保管します。

- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施 記録を閲覧及び複写物の交付を受けることができます。
- (3) 第 13 条 1 項から 3 項規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第12条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に関する利用規定は「居宅介護支援契約書(別紙)」の通りです。

第13条 (契約の終了)

- (1) 利用者は、事業者に対して文書で通知をすることで、いつでもこの契約を解約することができます。また、解約月に他の居宅介護支援事業所と契約を結んだ場合は利用料は頂きません。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- (3) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為、又はハラスメント行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当または要支援(要支援1・2)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第14条(秘密保持)

(1) 事業者、および担当介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第15条 (個人情報の利用目的の特定)

- (1) 事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、以下のとおり、その利用の目的(以下「利用目的」という)を特定し、業務の適切な実施を通じて利用者の福祉の増進を図ります。
 - ① 事業者が利用者に提供する介護サービス等の業務
 - ② 介護保険、医療保険等の事務に関する回答
 - ③ 審査支払機関または保険者からの照会に関する回答
 - ④ 利用者に提供する介護サービス等の質の向上に関する業務
 - ⑤ 利用者に関わる事故等の報告に関する業務
 - ⑥ 利用者に介護サービスを提供する上で必要な、他の事業者との連携、照会に関する業務
 - (7) 事業者において行われる学生等への実習への協力
- (2) 事業者は、利用目的を変更する場合には変更前の利用目的と相当の関連性を有するものとの合理的に認められる範囲で行うものとし、変更した利用目的について掲示等の方法により利用者に周知します。

- (3) 事業者は、予め利用者の同意を得ることなく第1項の規定により特定された利用目的の達成に 必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとします。
- (4) 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め利用者の同意を得ないで上記の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとします。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
 - ③ 公衆衛生の向上の為に特に必要な場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合にあって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがある場合
- (5) 事業者は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。
- (6) テレビ電話等の活用の際には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

第16条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。ただし現実に生じた通常損害に限ります。

第17条(身分証携帯義務)

介護支援専門員は常に身分証を携帯し、利用者及びその家族からの求めに応じ身分証を提示します。

第18条(相談・要望・苦情等対応)

事業者は、利用者からの相談・要望・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の提供する居宅介護支援 及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等に関する利用者の相談・要望・苦情に 対応したします。窓口は「居宅介護支援契約書(別紙)」の通りです。

第19条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を尊守し、善良なる管理者の注意を もってその業務を遂行します。

第20条(信義誠実の原則)

- (1) 利用者と事業者は、信頼誠実をもって本契約を履行するものとします。
- (2) 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第21条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第22条(感染症や災害への対応力強化)

感染症の発生及びまん延防止に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施に取り組みます。また、感染症のまん延や災害が発生した場合を想定し、必要な業務の継続及び速やかな事業再開ができる体制を構築する為のBCP(業務継続計画)の策定、研修及び訓練の定期的な実施に取り組みます。感染症のまん延や災害が発生した場合にはBCPに基づき支援を行います。

第23条 (高齢者虐待防止の推進)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための 委員会の開催、指針の策定、研修の実施、担当者を定めて虐待の防止等に取り組みます。

また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

【事業者】

事業者名 医療法人財団緑秀会

田無居宅介護支援事業所 印

(事業所番号 1373900040 東京都)

住 所 東京都西東京市緑町3-6-1

管理者 椋尾 ちえ

【利用者】

住 所

氏 名 印

【代理人】

住 所